

五島市告示第119号

令和8年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について

令和8年度国民健康保険税納税通知書を令和8年7月10日付けで郵便をもって発送したところ、次の者に係る納税通知書は配達の際宛所に尋ねあたりませんとの理由により返戻され、その後調査を実施してもなお、その者の住所及び居所が知れないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、納税通知書は、五島市市民生活部税務課市民税班に保管してありますから、本人にはいつでも交付します。

令和8年8月13日

五島市長 出口 太



氏 名	税 目
吉川 尚美	国民健康保険税
原塚 真則	国民健康保険税